

介護型ヘルプサービス重要事項説明書

(2026年6月1日現在)

1. 法人の概要

法人の名称	社会医療法人 清仁会
開設者氏名	清水 史記
所在地	京都市西京区山田中吉見町 11-2
電話番号	075-381-5161

2. 事業所の概要

事業所名	ヘルパーステーション「シミズ」
所在地	京都市西京区大枝沓掛町 13-222
電話番号	075-335-2820
介護保険指定番号	介護型ヘルプサービス(2674000282)
管理者の氏名	藤岡 沙蓉
サービスを提供する地域*	西京区

*上記地域以外の方でも、ご希望の方は御相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名	名	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	名 (1名兼務)	名	名
従事者	介護福祉士	名	名	名
	法令で定める者 (訪問介護員)	名	名	名

(3) サービス提供日・時間

提供日 月曜日～日曜日 (12月30日～1月3日は休業します)

時 間 7:00～20:00

*提供日・時間は御相談に応じます。

3. サービス内容

自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行います。

※介護予防相談… 要支援状態の維持もしくは、改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことが出来るよう、お悩みの事や介護予防に対する相談に応じます。

4. 利用料金

(1) 利用料

介護型ヘルプサービスを受けられた場合は、下記の通り介護報酬に応じ利用料を徴収させていただきます。

原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割、3割の額がご負担となります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【基本単位数】(1月につき)

(1単位単価=10.7円)

	週1回	週2回	週3回
	1,176単位	2,349単位	3,727単位
1割負担	1,620円	3,235円	5,133円
2割負担	3,240円	6,470円	10,266円
3割負担	4,860円	9,704円	15,399円

*実際にサービスを提供させていただいた時間や回数ではなく、介護型ホームサービス計画に基づいた月単位の定額料金となります。

*上記の費用には、介護職員処遇改善加算を含みます。

*月途中の契約日となる場合は、契約日よりの日割り算定となります

初回加算	200単位
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位
口腔連携強化加算	50単位
介護職員処遇改善加算(Ⅰロ)	総利用単位数の28.7%

(2) 交通費

西京区内は無料です。

通常の事業実施地域を越えて行う介護型ヘルプサービスに要する交通費は、通常の事業実施地域を超えた地点からの距離を算定基準とし、次の料金を申し受けます。

西京区区域外

3キロ以内	150円
3～5キロ以内	300円
5～9キロ以内	500円
9キロ以上	750円

※公共交通機関及びタクシー利用時実費

(3) その他

1 お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、お客様の負担となります。

2 ご利用料金のお支払い方法は、1か月まとめた現金集金、銀行振込、口座振替と致します。

毎月、月初めに前月分の請求を致しますので、翌月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収証を発行いたします。

5. 当事業所の介護型ヘルプサービスの特徴、運営方針、禁止事項

- (1) 要支援の判定を受けられた方（事業対象者）に対し、心身の特性を踏まえてその方の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう支援します。
- (2) 関係市町村や地域の保険・医療・福祉サービスなどとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などは禁止します。
(職員に対して行う暴言・暴力・誹謗中傷・また恫喝や性的な言動などの行為)

6. 緊急時の対応

訪問介護を実施中に容態の変化等があった場合は、ご利用者様の主治医、ご家族様、地域包括支援センター並びに委託先等へ連絡を致します。

7. 事故発生時の対応

- ・ サービス提供中に万一事故が発生した場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずると共に、ご家族様への連絡を行います。又、主治医の連絡が困難な場合などにおいては、緊急搬送などの措置を講じます。
- ・ 事業者のサービス提供時にご利用者様の生命・身体・財産等を傷つけた場合は、その責任の範囲において、ご利用者様に対して、その損害を賠償します。
- ・ 事故の内容によっては、京都府市町村の行政機関に報告いたします。

8. 虐待防止のための推進

利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、管理者を責任者とし必要な体制の整備を行います。また、従業者に対して研修を実施する等の措置を行います。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施します。各項の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

9. 身体拘束等の適正化の推進

- (1) 当事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束等」という。)を行わないものとします。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

10. 感染症対策の推進

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年1回以上実施します。

1 1. 業務継続計画

- (1) 事業所は、感染症や災害が発生した場合において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を行います。
- (2) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施するものとします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 2. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情担当

担 当 管理者：藤岡 沙蓉

電 話 075-335-2820

- (2) 上記の他に、保険者である市町村の相談・苦情窓口または、京都府国民保険団体連合会の苦情処理窓口に苦情を伝えることができます。

窓 口	受付時間	電話番号
洛西支所 保健福祉センター健康長寿推進課	月～金曜日 9：00～17：00	075-332-9274
西京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	月～金曜日 9：00～17：00	075-381-7121
京都府国民保険団体連合会	月～金曜日 9：00～17：00	075-354-9011

- (3) 受け付けた相談・苦情等については担当者が苦情（相談）記録に概要、ご指摘内容等を記載し、その場で対応可能な事柄であっても必ず責任者へ連絡し、対応内容を決定し申し出者に連絡いたします。

- (4) 上記によっても処理対応が行えない場合は事業所内における検討会議を開催し決定いたします。または、顧問弁護士等に相談し決定します。

令和 年 月 日

介護型ヘルプサービスの提供開始にあたり、前記内容について「京都市介護型ホームヘルプサービス」の事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行）の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者 所在地：京都市西京区大枝沓掛町 13-222

名 称：ヘルパーステーション「シミズ」

代表者 清水 史記

説明者

私は、事業者から介護型ヘルプサービスについての重要事項の説明を受け、サービスを受けること並びに、その利用料を支払うことに同意し交付を受けました。

利用者

住 所

氏 名

代理人

住 所

氏 名

(利用者との続柄：)